



平成29年4月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 一 蔵
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 端 義 彦
(コード：6186 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 渡 邊 正 樹
(TEL：03-5288-7111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年4月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月22日開催予定の当社第27期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象となる取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額は、平成16年6月24日開催の第14期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、これらの報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額50百万円以内を支給することをお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基準とし、株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定されます。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以 上